

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【特定事業・附属事業編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料2								四条1号墳範囲	四条1号墳範囲は「建築不可（12t車まで進入可）」とされていますが、当該建築不可範囲の正確な区域図（座標等）をお示しいただきたいです。	四条1号墳のうち建物建設不可範囲を含むCADデータは別途貸与します。
2	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料2								埋蔵文化財調査の状況	県発掘（西側）はR7～R10と段階的です。西側事業の着工に必要な範囲の発掘完了保証時期を工程のマイルストーンとして明示いただきたいです。発掘により現地保存を要する重要遺構が出土した場合の設計変更・区域縮小等についてリスク分担の整理の明確化を求めます。	現時点で想定している発掘スケジュールについては、各年度6～6月着手を想定しております。現地保存を要する重要遺構が出土した場合あのリスク分担については、入札公告時に公表する各種契約書（案）を確認してください。
3	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料2								埋蔵文化財	東エリアにおいて文化財関係部門へヒアリングを行ったことがあるなら、その内容をご教示ください。2次6次調査結果を踏まえた見解など	東側エリアの2次・6次調査結果については、遺構の検出状況や包含層の深さ・広がりについての情報を「別添資料【特定事業・附属事業編】資料2 埋蔵文化財調査の状況」等において提供しています。その他の見解は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）（文化庁次長（庁保記第75号 平成10年9月29日））」を参考にしてください。
4	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料2	1							調査実施済範囲	上段に実施済（紫色）とあるが、下段の【凡例】紫色は、県が調査を行わない範囲とあります。濃さに違いがある紫色でしょうか。	西側エリアにおいて県が調査を行わない範囲は紫色で示した以下の部分になります。 ・西側エリア北の北部分と西部分 ・西側エリア南の西部分と東部分 以下のとおり修正いたします。 上段説明の「（紫色）」の記載を削除いたします。
5	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料2	1							調査要否	埋蔵文化財の調査要否について、掘削深さ、掘削面積、盛土の有無、既存施設の撤去範囲及び地盤改良の施工深度等に応じた判断基準がある場合はご教示ください。道路構造物、排水管、集水桝、擁壁、杭及び地盤改良等について、施工方法又は施工深度によって調査の要否が変わる場合の取扱いについてもお示しいただけますと幸いです。	発掘調査を要する場合の基本的な考え方については、別添資料①を確認してください。 「車道および車道と一体的に整備される歩道を対象」としている理由は、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれる恒久的な構造物となるため、調査を必要とします。 なお、埋蔵文化財に対する具体的な対応方針等については、文化財担当課に発掘通知などの届け出（工事内容を含む）が提出された後に確定するものとお考え下さい。
6	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料2	1							調査範囲	道路、ロータリー、歩道、側溝、集水桝、排水管及びその他の地下埋設施設等の計画において、配置又は掘削深さを調整することにより、埋蔵文化財への影響を抑制できる場合は、その可能性を含めて計画を検討するとの理解でよいでしょうか。	道路、ロータリー、歩道、側溝、集水桝、排水管及びその他の地下埋設施設等の計画において、配置又は掘削深さを調整することにより、埋蔵文化財への影響を抑制できる場合は、その可能性を含めて計画を検討してください。
7	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料3								広域防災拠点としての機能	メインアリーナ内に72時間非常用電源が求められていますが、防災機能付加分の整備費・維持費はサービス購入料に別途反映されるとの理解でよいのか。平時の興行仕様に対する上乗せ分の費用負担区分を明確化いただきたいです。	非常用電源設備の整備費および維持管理費については、事業者が提示する「サービス購入料」の提案価格の枠組みの中に含めて積算・提案を行っていただくことになります。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／別添資料【特定事業・附属事業編】）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
8	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料3	1							大型車両動線の設計車両	資料3では、災害時の搬入車両として4トン中型車及び10トン大型車（ウイング付）、搬出車両として4トン車及び4トンロング車が示されています。屋外バックヤード、南側進入路及びこれらを接続する車両動線の平面・縦断計画並びに旋回軌跡の検討は、資料3に示す車種を設計車両として行うとの理解でよいでしょうか。また、10トン大型車について、提案時に前提とすべき車両寸法、最小回転半径、軸重等の諸元がある場合はご教示ください。	資料3に示す車両は、広域防災拠点として求める最低限の条件を示したものです。提案にあたっては、平時のアリーナ運用（イベント搬入等）も含めて想定される車両を考慮のうえご提案ください。 なお、特定の車両諸元を指定するものではありませんので、一般に流通している大型貨物自動車（10tウイング車等）の標準的な諸元（全高・全幅・全長・旋回半径等）に基づき計画してください。また、現時点で参考としている車両は「大型トラック：UD Quon/中型トラック：UD Condor」ですが、一概に決まった規格はございません。
9	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料3	1							大型車の対面通行区間	要求水準書及び共通編資料8では、屋外バックヤードの敷地内通路について、大型車両が対面通行可能な幅員を確保することが明記されています。一方、南側進入路から屋外バックヤードまでの接続区間及び西側接続道路については、同様の対面通行の要否が明確ではありません。大型車両の対面通行を確保すべき範囲は屋外バックヤード内の敷地内通路に限り、それ以外の区間は、交通量、待避・滞留の可能性、安全性及び運用方法を踏まえて事業者が設定するとの理解でよいでしょうか。	要求水準書および【共通編】資料8等において「大型車両が対面通行可能な幅員を確保すること」と明記しているのは、屋外バックヤード内の敷地内通路です。南側進入路から屋外バックヤードまでの接続区間および西側接続道路等における道路幅員・構造については、ご理解のとおりです。
10	要求水準書 別添資料 【特定事業・附属事業編】 資料4								参考スポーツ用品リスト	要求水準別添表にあるメーカーは指定ですか？ 同等品ではいけないのでしょうか？	要求水準別添表にあるメーカーは指定ではなく、同等品を可とします。
11	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料5								大型映像装置 イメージ	大型映像装置の配置イメージで示された各ビジョンの 現在想定しているサイズをお示し頂けないでしょうか。	大型映像装置の配置イメージで示す各ビジョンの想定サイズはありません。入札説明書等に基づく事業者の提案に委ねます。
12	要求水準書 【特定事業・附属事業編】 資料5								大型映像装置 イメージ	大型映像装置の配置は資料イメージで示された配置 以外の配置を提案することは可能でしょうか？	「資料5 大型映像装置イメージ」は、本施設（アリーナ等）における映像設備の導入範囲や利用イメージの参考として示したものです。配置を含め、提示資料の構成に限定されるものではありません。
13	要求水準書 【共通編】 資料5								大型映像装置 イメージ	大型ビジョン、リボンビジョン、センターハングビジョンを想定してもらいたいです。	「資料5 大型映像装置イメージ」は、本施設（アリーナ等）における映像設備の導入範囲や利用イメージの参考として示したものです。大型ビジョン、リボンビジョン、センターハングビジョン等の具体的な機器構成、設置場所、スペック、演出機能等については、提示資料の構成に限定されるものではありません。